

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項(国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：申請者は、警察本部運転免許課免許管理係、明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター、神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター、姫路優良・高齢運転者運転免許更新センター及び但馬運転免許センターの窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部交通部の下記の更新センター・免許センター ○ 明石運転免許更新センター 078-912-1628（内線375） ○ 阪神運転免許更新センター 072-783-0110（内線333） ○ 神戸優良・高齢運転免許更新センター 078-351-7201（内線5332） ○ 姫路優良・高齢運転免許更新センター 079-222-0550（内線362） ○ 但馬免許センター 079-662-1117（内線605）
備 考：